

入 札 説 明 書

令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和8年3月24日
- 2 契約担当者 教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会会長 前川 明範
- 3 担当部局名 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館6階
教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会事務局
電話 (075)414-5784 / FAX (075)414-5801
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称
令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業
 - (2) 業務の仕様等
別添仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結日～令和9年3月31日
 - (4) 履行場所
協議会が指定する場所
- 5 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第3号館6階
教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会事務局
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和8年3月24日（火）から令和8年4月2日（木）までの間
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会ホームページ (<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>) の入札情報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。（平日の正午から午後1時までの間、日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）
- 6 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

7 総合評価一般競争入札参加者の資格

入札には、単独の事業者、コンソーシアム形式の共同企業体のいずれも参加できるものとし、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。なお、アについては入札の希望があった者について、教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会（以下「協議会」という。）の指示に従って確認を行う。
 - ア 入札参加者の事業所が存在する自治体の都道府県税又は政令市等の税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 過去5年以内に今回の事業と同種の業務（公的機関が主催する全国規模の採用試験や技能試験等における作問）を行ったことがない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、協議会に参加している自治体の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) この入札に示した業務を履行することができる能力があること。
- (5) 教員採用選考の受験を希望する者に対して便宜を図る事業を自ら行っている者又はそのような事業を行っている者と資本上の関係を有している者でないこと。

8 総合評価一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、協議会会長（以下「会長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければ

ばならない。

(1) 申請書の入手方法

原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、京都府教育委員会ホームページ (<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/index.html>) の入札情報からダウンロードすること。

(2) 提出期間

5の(2)のアに同じ。

(3) 提出場所

5の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

5の(2)のイの(イ)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(2)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。

(5) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。なお、様式を指定している項目は、指定様式を用いて資料を提出すること。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（様式任意）

イ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書（様式任意）

ウ 法人にあっては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書（様式任意）

エ 都道府県税又は政令市税に関し未納がないことを証する証明書（官公庁が発行したもの）

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（官公庁が発行したもの）

カ 取引使用印鑑届（様式任意）

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第2号様式）及び受任者の身分証明書の写し（様式任意）

ク 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（別記第3号様式）

ケ コンソーシアム形式の共同企業体にて参加する場合には、共同企業体名称、代表者及び構成員の商号又は名称、代表者及び構成員の住所、代表者役職氏名、代表者及び構成員の押印、構成員から代表者に入札及び見積に関する一切の権限を委任していることなどが記載されている共同企業体協定書の写し（様式任意）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、邦貨に換算し、記載すること。

(8) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、4の(1)の業務に係る総合評価一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。文書は、令和8年4月6日(月)17時までに電子メールで送付する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年4月30日までとする。

12 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者(9の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに総合評価一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を会長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(6の(1)のアからキまでのいずれかに該当する者を除く。)はその者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると会長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、総合評価一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他

会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

15 仕様書に係る質問・回答について

(1) 質問書の提出

- ア 提出期間 令和8年3月24日(火)から
令和8年4月2日(木)午後5時まで
- イ 提出方法 FAX又は電子メール(期限必着)により提出すること。
- ウ 提出先 教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会事務局
電話番号 075-414-5784
FAX番号 075-414-5801
メール kyoshokujinji@pref.kyoto.lg.jp
- エ 質問書は別紙様式4を使用し、念のため送付後に電話連絡すること。
- オ 宛先は、「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会会長 前川 明範」とすること。
- カ 質問事項の有無に関わらず、提出期間内に質問書を必ず提出すること。
- キ 明らかに入札の意思がない者からの質問や、本事業と関係がないと考えられる質問等と事務局で判断する場合、質問に回答しないことがある。

(2) 回答書の交付

- ア 回答日 令和8年4月3日(金)までに電子メールにより交付する。
- イ (2)アの日時までに回答交付がない場合は、質問事項がなかったものとして取り扱う。

(3) 質問書及び回答書の扱い

- ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。
- イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

16 企画提案書の提出方法

(1) 提出場所

5の(1)に同じ

(2) 提出期限

令和8年4月14日（火）17時まで

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。また、いずれの場合も電子データを提出すること。

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

ウ 電子データの提出方法

提出期間内に電子メールにより協議会事務局（kyoshokujinji@pref.kyoto.lg.jp）に送付すること

(5) 様式及び提出書類

提出する企画提案書の作成方法は企画提案書作成要領等による。真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

ア 企画提案書の著作権は、申請者に帰属する。

イ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は申請者が負う。

17 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和8年4月20日（月）午後2時

イ 場所

京都府教育庁入札室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は当日に持参又は事前に郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式2）を提出することとし、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代理者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で直ちに再度の入札を行うときは、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 総合評価一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第4号様式）又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札辞退届（別紙様式3）を持参又は郵送により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和8年4月14日(火)午後5時

イ 提出先 5の(1)に同じ。

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「令和8年度教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会教員採用選考試験問題作成事業入札書在中」と朱書きするとともに、総合評価一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、協議会事務局宛ての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者又はその代理人が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、企画提案書作成要領、協定書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、15(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者等並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(10) 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のアからケまでのいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

ア 6に該当する者、または7に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

キ 入札に関し、不正な利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 入札公告に示した業務を履行できると協議会が判断した入札者であつて、地方自治体法第234条第3項の予定価格の制限の範囲内で、協議会が企画提案書作成要領で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、協議会が落札者決定基準で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちにくじを引いて決定するものとする。くじを引く者は入札者又は代理人とし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から14日以内に協定書を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

18 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

19 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合の違約金は、各自治体と協議の上、決定すること。

20 契約保証金
各自治体と契約時に協議の上、決定すること。

21 契約書等の作成の要否
協議会とは、協定書を締結すること
協議会に参加する各自治体とは、協定書に基づき、各自治体の指示に従い契約書を締結すること。その際、自治体によっては特記仕様書等が求められる場合があるので、自治体の指示に応じて対応すること。

22 入札の執行
この入札に係る令和8年度予算が協議会に参加する自治体の議会において議決されない場合は、この入札は当該自治体との間では執行しなかったものとする。

23 その他

- (1) 1から22までに定めるもののほか、地方自治法等に定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 仕様書、協定書案等については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は、入札に立ち会う場合には入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があつた場合はこれを提示すること。また、郵送での入札の際であっても、入札金額の積算根拠を示す資料を同封すること。